

閱覽用

平成28年 第10回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年10月4日

神崎市農業委員会

## 平成28年第10回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月4日(火) 午後13時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況  
出席委員 12名  
欠席委員 1名  
傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

#### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 黒田 委員                      2番 筒井 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信                      係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	あっせん委員の指名について	1件
議案第3号	神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準(案)の制定について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	81件
議案第5号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定関係)の訂正について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	5件
報告第3号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

#### 【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

皆様お疲れ様でございます。

本日は、台風の接近に伴い、急きょ日程を変更しましたが、ご了承を願いたいと思っております。農繁期に入り大変お忙しい中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

また、農地パトロールにつきましては、千代田地区は既に先週終わりました、神埼地区の一部について現地調査を行ったところであります。まだ実施していない地区においても、皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会 長（会長あいさつ）

大変、台風が気になるところでございますけれども、実は、9月30日に県下の農業営農組合法人の研修がございました。その折に農協の金原組合長の方から色々情勢報告がございました。

その中の一つに、今年の水稲の作況指数が103ということで、このままでいきますと平年より若干収量がいいだろう、こういうふうになっておりますけれども、そうなりますと米が大体200万tから250万t余ってくると、そうするとやはり買い手市場にあるということで、今、実務者は値段の引き下げもそうですけど、引き下げができなければ加工米との抱き合わせで購入したいと、そういうふうな話が非常に強くなっているようでございます。

佐賀の場合は、もちにつきましては、契約栽培でございますので、金原組合長は、値下は絶対しない。そして仮渡し金については、去年と同様、うるち、もち共に10,500円の仮渡しをすると、こういうふうに明言をされた訳でございます。

他にも情勢報告がありましたが、この一点だけを皆様にお繋ぎしたいと思います。

それでは、只今から、平成28年第10回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

宜しくお願いします。

## 事務局長

本日の出席委員は12名でございます。

13番「本 間」委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

（会長これより議長となる。）

## 議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は12番「黒田」委員と2番「筒井」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

## 議 長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議 長

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	あっせん委員の指名について	1件
議案第3号	神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準(案)の制定について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	81件
議案第5号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定関係)の訂正について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	5件
報告第3号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件

以上、5議案90件、報告第1号から報告3号の7件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

## 議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第3条関係)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号6番まで一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号1番から6番の議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請6件について説明します。

議案書1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から6番について、移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

申請者は、農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしておりますので、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満

たしていると思われます。

以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第1号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号6番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第2号 あっせん委員の指名関係)

**議 長**

次に議案書の3ページをお開きください。

議案第2号、あっせん委員の指名についてを議題とします。受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

**事務局**

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

第2号議案、あっせん委員の指名について説明します。

農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望所在地は神埼町〇〇、田3筆で、合計面積は〇〇㎡

です。申請理由は、農業を継ぐ者がいないためということです。

申出者、売渡希望価格は記載のとおりです。位置図は4ページ及び5ページに添付しております。

以上です。

#### 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申出に係るあっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、神埼町城原でございますので、〇〇番「〇〇」委員を指名したいと思います。

#### 議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

#### 議 長

異議なしということですので、〇〇番「〇〇」委員、よろしく願いいたします。

(議案第3号 事務取扱基準の制定関係)

#### 議 長

次に別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準(案)の制定についてを議題とします。それでは、非農地証明事務取扱基準(案)について、事務局より説明をいたします。

#### 事務局

##### 【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準(案)の制定について説明します。

新たな農業委員会関連法により、農地の利用状況調査は法制事務となり、その調査により遊休農地化が進行し、既に森林、原野化と判断した荒廃農地については、いわゆる「非農地判断」事務を推進することになり、これまで市農業委員会が主体的かつ自主的に取り組んできました非農地証明書の交付事務は、その取扱いを明確にする必要があるとして検討しました。

つきましては、明らかに農地法上の農地以外の土地であると認められる土地につ

いては、この事務取扱基準（案）により、申請者に非農地証明願いと必要書類の届出を求めて、現地調査と事実確認等を行い、市農業委員会の総会の決定を経て非農地証明書の交付を行うために制定するものです。

議案の内容は、既に先月の総会後での事前説明や9月15日に開催した委員の合同会議にて説明させていただいたものですので、あらためて議案書をお目通しください。説明は以上です。

**議 長**

只今、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。第3号議案について、何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

**議 長**

何かご質疑ありませんか。

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第3号、非農地証明事務取扱基準の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

以上で議案3号、非農地証明事務取扱基準の制定についての審議を終わります。

(農政水産課入室)

(議案第4号、利用権設定関係)

**議 長**

それでは、別冊の議案第4号をご覧いただきたいと思います。

それでは、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

## 議 長

それでは、提案者である農政水産課より1ページの総括表について説明をお願いします。

### 農政水産課（これより農政水産課より説明）

#### 【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係		
神埼町	新規 5件	再設定 47件	計 52件	
内訳は田	121筆	257,324㎡		
畑	1筆	254㎡		
計	122筆	257,578㎡		
千代田町	新規 1件	再設定 28件	計 29件	
内訳は田	85筆	210,879㎡		
神崎市	合計 81件			
内訳は田	206筆	468,203㎡		
畑	1筆	254㎡		
計	207筆	468,457㎡	となっております。	

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

総括表の説明が終わりました。

それでは、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付

番号5番についてを審議いたします。

農政水産課、説明をお願いします。

#### 農政水産課

##### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から5番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 13筆 19, 165㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

#### 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議 長

何かご質疑ありませんか。

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

#### 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画 神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号47番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

## 農政水産課

説明に入る前に議案書に修正がございます。議案書の 7 ページ神埼町再設定46番につきまして、設定面積が田 1 筆 1,556 m<sup>2</sup> 畑、1 筆 254 m<sup>2</sup>計が 2 筆 1,556 m<sup>2</sup>となっております。合計の方を計 1,810 m<sup>2</sup>に訂正をお願いします。

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の 3 ページの 神埼町、再設定 1 番から 7 ページの 4 7 番までの申し出について説明します。

設定する内容は、

田	108筆	238,159m <sup>2</sup>
畑	1筆	254m <sup>2</sup>
計	109筆	238,413m <sup>2</sup> となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号47番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

次に、8ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番について審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

## 農政水産課

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの千代田町、新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 3筆10、377㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

次に、農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号28番まで一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

## 農政水産課

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の9ページの千代田町、再設定1番から11ページの28番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 82筆200, 502㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

## 議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号28番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

### (議案第5号農振除外関係)

## 議 長

次に、別冊の議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

## 議 長

それでは、議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します。

議案第5号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

地区は神崎町姉川下分地内です。変更理由につきましては、農業用倉庫兼車庫建設が目的です。地目は田1筆で面積は198㎡となっております。

詳細については、申請地番、資料関係は記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑（異議）ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので、議案第5号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

## 議 長

以上で議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。

### (報告第1号、農地法第18条第1項関係)

## 議 長

続きまして、報告事項に入ります。

別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)の訂正についてを議題といたします。

農政水産課から報告をお願いします。

## 農政水産課

それでは、報告1号について説明いたします。

報告1号、1ページをご覧ください。

平成28年7月第7回農業委員会総会、議案第3号(利用権設定関係)千代田町再設定、受付番号1番の申出につきまして誤りがありましたので、ご報告いたします。

見方としましては、上段が修正前、下段が修正後となっております。

訂正する内容は、設定する土地の所在を所有権移転(農地交換)前の地番を誤って、申請されており、農地台帳の移動が未処理で確認がとれず、誤った地番で農業委員会の承認をいただいておりますので、今回の総会で報告するものであります。

訂正内容につきましては、土地の所在が「〇〇番地」が「〇〇番地〇〇他1筆」となります。そのため千代田町再設定の田 19筆から 20筆に、計、合計にともな1筆、増となります。

面積につきましては、等積による交換になりますので、面積の訂正はありません。

2ページの総括表の訂正については、すべて1筆増に伴う訂正であります。

以上で、報告に換えさせていただきます。

説明は以上です。

議 長

ただ今、事務局より報告がありました。報告内容等について、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)の訂正については、只今、農林水産課からの報告のとおりでございます。

議 長

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

### (報告第2号、農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、3ページから4ページの報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、受付番号1番から受付番号5番まで一括して、事務局から報告させます。

事務局

#### 【報告第2号、受付番号1番から5番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

3ページから4ページに記載しております、受付番号1番から5番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

ただ今、事務局より報告がありました。報告内容等について、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

## 議 長

ないようですので、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

### (報告第3号、農用地等売渡希望申出書の取下げ関係)

## 議 長

次に、5ページの報告第3号をご覧ください。

報告第3号、農用地等売渡希望申出書の取下げについてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から報告させます。

## 事務局

### 【報告第3号、受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第3号、農用地等売渡希望申出書の取下げについて説明します。

受付番号1番について、申出者、土地の所在等は記載のとおりです。現在の借主から耕作を継続したいとの申し出があったため、売渡希望申出を取り下げることとなりました。

以上です。

## 議 長

ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんか。

(ありませんの声)

## 議 長

ないようですので、報告第3号農用地等売渡希望申出書の取下げについては、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第10回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

午前14時1分 閉 会

神埼市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年 10月 4日

神埼市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

12 番 委 員 \_\_\_\_\_

1 番 委 員 \_\_\_\_\_